

	大項目	中項目	施策展開(小項目)		令和2年度の主な取組み(実績)	令和3年度の主な取組み(予定)			
重点政策： 子どもが地域の成長と活動の支援の中で自ら生きる力を育むことを支えます	5 子どもの成長と活動の支援	② 子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実	子どもが主体的に活動できる場・機会の充実と支え手の確保・育成	地域の中で、子どもが主体的に関わり運営、企画する活動の場や機会を拡充することにより、地域活動に参画する子どもが増え、地域に愛着を持ち、主体性を持って地域活動に取り組む意識が醸成され、今の、そして、次代の地域社会の担い手への成長につなげていきます。	地域での主体的な参画の場と機会の充実と参画の促進	日常の活動から子どもたちの関心や興味を引き出し、主体的に取り組む機会を充実し、参画につなげる。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、児童館まつりは中止・縮小、ティーンズプロジェクトは規模縮小で実施した。子どもたちの自主性を育むことを目的とした子ども夢プロジェクトやサマーキャンプ事業は中止としたが、その他の事業については、可能な範囲で実施をした。	日常的に子どもが主体的に取り組み、参画につなげられるよう児童館の運営やプログラム等を充実させる。 (主な事業：児童館まつり、地域応援活動、子ども夢プロジェクト、合同行事等)	
					活動や活動する子どものつながり、ひろがりを支える仕組みづくり	異年齢交流の中で、主体的に活動体験を重ね成長した子ども・若者が、年少者の活動の支え手の役割を担い、子ども・若者を主体とした地域活動が継続して円滑に行われる仕組みをつくる。	地域中高生交流事業は実施したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ティーンエイジカーニバル事業は中止。 青少年交流センターと児童館で活動する中高生世代の交流の機会を設けた。 区内大学(昭和女子大学及び日本大学)との連携協力により、大学生が主に中高生世代を対象とした地域の身近な居場所を開設・運営し、区はその支援を行った。(あいりす、たからぼこ) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域の担い手づくりを目指す世田谷ユースリーダー事業の宿泊研修は中止となったが、青年文化祭での交流やミーティング活動を通じて、担い手・リーダーを育成した。また、次年度以降の事業の在り方の見直しを行った。 若者が、身近なSNSを活用して、若者層に情報を届けるため、「情熱せたがや、始めました」を実施し、主体的に活動した。(運営メンバー：23名)	各地域の中高生支援館を中心に、中高生世代の参加・参画等、全児童館の中高生支援の向上を図る。 青少年交流センターと児童館との連携を強化し、中高生世代の参加・参画に取り組む。 大学連携による地域の身近な居場所について、事業周知及び学生サポーター募集強化に努める。また、他機関との連携強化や大学生スタッフへのサポート体制の更なる充実を図る。 令和2年度に検討した新たなリーダースクール事業を実施し、大学生世代による活動支援をきっかけとした中高生同士の交流の機会を創出し、地域の担い手づくりを目指したユースリーダー事業を推進する。 若者が地域活動に興味を持ち、参加に結び付き、多世代交流や地域の活性化のきっかけづくりになるよう支援する。また、サポート体制を整え、若者が主体的に活動、参加・参画できる環境を整える。	
					社会への関心を深め、主体的に活動する教育の推進	子どもの発達段階に合わせて、多文化理解や共生社会、SDGsなどの様々な社会的課題を学び、主体性のある個人として、はぐくむ教育を推進する。	環境・エネルギー、国際理解教育等は実施したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、海外派遣・受入事業は中止。	環境・エネルギー、国際理解教育等は実施予定。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、海外派遣・受入事業は中止。	
					新・才能の芽を育てる体験学習の充実	子どもたちが自ら興味・関心を広げ、深め、自分自身の特性や才能を伸ばす機会をつくること、また、子どもたちが将来の夢や希望をもち、たくましく生き抜く力を育てていくことを目的に「新・才能の芽を育てる体験学習」の取組みを推進する。	新・才能の芽を育てる体験学習を実施した。(総参加人数 181人)	幼児から中学生を対象に新・才能の芽を育てる体験学習を通して体験・体感できる機会として講座を実施する。	
				子どもが意見を表明しやすい環境づくりと関わる大人の意識と醸成	子どもが日常を過ごす身近な場などにおいて、意見を表明しやすい環境を整え、子どもに関わる大人が子どもの意見・声を受け止め、尊重する意識を育みます。	日常を過ごす場等における子どもが意見を表明しやすい環境づくり	子どもが日頃過ごしたり、利用したりする施設等において、子どもが安心して思っていることを言うことができる環境を整える。また、思いを受け止めてくれた、意見を尊重してくれた、一緒に考えてくれた、といった体験を通じて、子どもがより気軽に意見を表明できる好循環を創出する。	児童館や新BOPにおいて、日常的に運営や行事について、子どもからの意見や声を取り入れて実施した。 青少年交流センターでは、意見箱の設置や日常的な運営において、子どもや若者の意見を取り入れて実施した。	児童館や新BOPにおいて、日常的に運営や行事について、子どもからの意見や声を取り入れて実施する。 青少年交流センターでは、意見箱の設置や日常的な運営において、子どもや若者の意見を取り入れて実施する。
					子どもに関わる大人の子どもの意見・権利への意識の醸成	子どもに関わる大人が、子どもたちの意見をしっかりと受け止め、尊重できるよう施設の職員や事業のスタッフ等の子どもの意見や子どもの権利についての意識の向上に努める。また、子どもの権利を尊重した関わりを継続することにより、保護者や地域の大人の、子どもの意見・権利への意識の醸成につなげる。	児童館と新BOPにおいて、職員を対象とした研修の実施や日々のミーティングにおいて意識の醸成を図った。 青少年交流センターでは、研修等に参加することにより、意識の醸成を図った。	児童館や新BOP、青少年交流センターの職員を対象とした研修等により、意識の醸成を図る。	
					若者計画 地域での若者の参加・参画の推進	若者が参加・参画を進めるためには、すべての若者が安心して意見を言える場があり、表明した意見を受け止め、ともに考える大人がいることが望まれる。そのような環境を整え、若者の提案や企画を実現するための新たな仕組みについて、検討を進める。	子ども・青少年協議会において、「若者の力が活きる地域～意見表明・参加・参画を中心に」をテーマに、モデル事業を実施し検証しながら報告書を取りまとめた。また、協議会の委員として若者3名を登用した。 青少年交流センターでは、若者運営委員会を開催した。(12回)	令和3-4年度期子ども・青少年協議会は、「若者とともに変わる地域～若者の視点で」をテーマとして検討を行う。また、協議会委員として若者3名を登用している。 青少年交流センターの運営にあたり、若者運営委員会を開催する。	

重点政策： 子どもが育つ環境整備 子どもが地域の中で自ら生きる力を育むことを支えます	6 子どもが育つ環境整備	(3) 子どもの権利擁護・意識の醸成	子どもの権利への意識の醸成、子どもの権利学習の推進	子どもの権利条約や世田谷区子ども条例、子どもの人権擁護機関「せたがやホット子どもサポート」の周知等、子どもの権利学習を推進し、子ども自身が持っている権利への理解を深めるとともに、保護者や子どもに関わる大人への子どもの権利の理解促進を行い、子どもの権利が守られる社会を実現していきます。また、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響への社会の理解が深まるような様々な機会を活用して普及啓発を行います。	子どもの権利への意識の醸成	子どもが自身の権利への理解を深めることができるよう子ども条例の周知を行うとともに、子どもの権利学習を推進する。また、大人への周知を積極的に図り、子どもの人権に対する大人の意識を醸成する。	子どもの人権擁護機関「せたがやホット」から子どもの権利に関する学校等への講師派遣(1件) 子ども条例に関するパンフレットを作成し、区立小学校(61校)1年生の保護者(7,000部)、4年生の児童(7,000部)、区立中学校(29校)1年生の生徒(4,000部)に配布。	子ども条例に基づき、子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めるため、出前授業等の普及啓発に取り組んでいく。 子ども条例の理念等の啓発を促進するため、パンフレット等の作成、配布により、子ども・子育て応援都市宣言や子どもの権利条約についても、関係所管と連携しながら、普及・啓発に努める。また、子ども条例に関するパンフレットの改訂に向けて、教育委員会等と検討し、充実を図る。	
			人権教育の推進	児童・生徒が、何ものにも代えがたい「人権」や「生命」を尊び、重んじる精神を実感し、情操と感性を高め、多様性を認め合い、人権を尊重する姿勢をはぐくむため、人権教育を推進する。	人権尊重教育推進校3校で取組みを推進するとともに、教職員を対象とした人権教育研修等を実施した。(2回、延べ受講者数196名)	人権尊重教育推進校3校での取組みを推進するとともに、教職員を対象とした人権教育研修等を実施する。			
			子どもの人権擁護機関「せたがやホット子どもサポート」の活動の周知・啓発	気軽に相談できる窓口として、子どもの人権擁護機関「せたがやホット」の活動を子どもや保護者、子どもに関わる大人を中心に周知すると共に、いじめや虐待など子どもの人権侵害を未然に防ぐための啓発を進める。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動報告会は開催せず、活動報告書を区ホームページに掲載した。また、区民まつりや児童館イベントへの参加は見送り、区ホームページで子どもたちや保護者に向けたメッセージを発信した。 区内小中学校の児童・生徒を対象に、リーフレットやカードを配布し、周知した。(5月、9月)	リーフレット、相談カード及び相談はがきの配布、学校での出前授業や児童館等でのイベント参加により、広報・啓発活動等を行い、認知度の向上を図る。また、いじめ重大事態への対応に係る実施体制を検討する。			
			(子ども計画(第2期)後期計画 P108)	子どもの権利を守る仕組みの強化と体制の充実	子どもに関わる機関は、子どもが日頃過ごしたり、利用したりする施設等において、子どもの視点に立って子どもが意見を表明し、安心して過ごすことができる環境を整えるとともに、関係機関の連携・協力体制を推進することにより、子どもの人権侵害の未然予防と早期対応の実現を図ります。	関係機関との連携・協力体制の推進	子どもの人権擁護機関「せたがやホット子どもサポート」と学校、子ども家庭支援センター及び児童相談所等の関係機関が日ごろより、緊密に連携することにより、子どもの人権侵害を未然に防ぐとともに、必要な時には迅速に対応する。	要保護児童支援地域協議会を開催し、要保護児童の早期発見と適切な支援、虐待の予防的取り組みを推進するため、関係機関によるネットワークを構築し、情報共有や連携・協力体制の確保、虐待防止の普及啓発、地域の見守り強化を図った。(令和2年度開催回数：全区協議会2回、地域協議会5回、個別ケース検討会議185回、進行管理部会54回) 学校等から区及び児童相談所への定期的な情報提供により、重大な事故等の防止と一層の連携強化を図った。(令和3年3月末時点：119施設、児童367人) 一時保護所第三者委員2名(弁護士、主任児童委員)による子どもへの聴き取り38件(延べ14人)、被措置児童等虐待対応通告1件(調査した結果、虐待の事実は確認されなかったもの)	要保護児童支援協議会のネットワークを活用し、虐待・DV問題にかかる研修会や勉強会、意見交換会を実施するなど、支援者同士が虐待・DV問題に対する知識を得ながら、日常的に顔の見える関係づくりを体系的に実施する。 里親(養育家庭)や児童養護施設等で措置されている子ども、自立に向けて準備をしている子どもなどに対する「子ども意見表明支援員」の設置も含めた、第三者による意見表明支援のための仕組みづくりに向けて、具体的な検討に着手する。
			(子ども計画(第2期)後期計画 P108)	子どもが利用する施設や日常過ごす場で子どもの権利を守る体制の整備	子どもが利用する施設や事業、サービスまたは日常を過ごす場で、人権侵害が起こることのないよう、子どもの視点に立った事業の評価を行うとともに、基準等に基づきチェックを行うことにより、子どもの人権が守られる環境を整える。	せたがやホットの相談業務(新規件数208件、総活動回数 1,599回)擁護委員会議を24回開催した。せたがやホットによる関係機関への調査、調整(該当なし) 保育施設を対象に虐待対応基礎研修及び子どもの人権研修実施(158名 区立47園にDVDを配布し、その後各園で取組み実施)	子どもの人権の侵害のすみやかな救済をめざし、相談対応等に取り組んでいく。 保育施設を対象に虐待対応基礎研修及び子どもの人権研修の実施する。		